

社会福祉法人 木下財団

理事長 渡邊 専太郎 殿

厚生労働省社会・援護局長

令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 7 年 11 月 26 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）評議員会の議事録について

評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 15 第 3 項に基づき記載すべき「評議員会の議事の経過の要領及びその結果」の記載が不十分な事例や、「議長の氏名」が記載されていない事例が認められたため、今後は適切に記載すること。また、定款第 14 条第 2 項に基づき、議事録には議長及び議事録署名人 2 名による記名押印を行うこと。

（2）決議に特別の利害関係を有する評議員又は理事の確認について

法第 45 条の 9 第 8 項及び第 45 条の 14 第 5 項において、評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係を有する評議員及び理事は議決に加わることができないと定められているところ、これらの確認が十分に行われていないことが認められたため、今後はそれぞれから確認書を徴収するなど、必要な確認を行うこと。

（3）理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について

法第 45 条の 16 第 3 項及び定款第 17 条第 3 項に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。

(4) 理事及び監事の報酬について

定款第 21 条に規定する理事及び監事の報酬等の総額に関する評議員会の決議がなされていないことが認められたため、それぞれの報酬等の総額について令和 7 年度中に決議を行うこと。また、その結果について、本通知に定める期限によらず報告すること。

2 事業について

(1) 助成事業について

第 2 種社会福祉事業として実施している助成事業の件数について、前回指導監査以降も引き続き、法第 2 条第 4 項第 5 号に規定する社会福祉事業の要件を下回っていることが認められたため、助成の募集方法等の見直しを行い、改善を図ること。

については、

- ① 理事会において、助成件数が毎年 50 件を下回る要因を分析した上で具体的な改善計画を立て、その内容を本通知に定める期限によらず、令和 7 年度中に報告すること。
- ② 令和 7 年度以降の助成事業の実績についても毎年度報告すること。その際、社会福祉事業以外に対する助成は、第 2 種社会福祉事業として実施する助成事業に含まれないため、留意すること。

3 会計管理について

(1) 会計処理について

法人が実施する事業に対応して、計算関係書類上の事業区分、拠点区分及びサービス区分を適切に設定すること。